

外国につながる若者の 就職と在留資格

2021年3月28日 弁護士 丸山 由紀

1

今日、お話しすることの概要

- 日本国籍を持たない若者の就職と在留資格の関係
- 「家族滞在」などの在留資格の生徒は、どのように進路のプランを立てたらよいのか

2

在留資格とは？

入管法（※1）上、外国人（※2）が日本に在留するためには「在留資格」が必要とされている。

※1 出入国管理及び難民認定法

※2 入管法上は「日本の国籍を有しない人」のこと

3

なぜ、進路に在留資格が関係するの？

- 在留資格は、大きく分けて
 - ① どんな仕事でもできるもの
 - ② きめられた仕事だけができるもの
 - ③ 原則として仕事ができないものの3種類がある。
- 就職するには、就職先で予定されている仕事のできる在留資格が必要。

4

在留資格は、どうやって確認する？

- 通常は「在留カード」で確認できる
 - 「特別永住者」は特別永住者証明書
 - 「外交」「公用」「短期滞在」の人、在留資格を有しない人などは、在留カードの対象にならない
 - 「特定活動」の人の具体的なカテゴリーは、「指定書」(※)で確認
- (※) 通常、パスポートに添付されている

5

在留カードを、見てみよう



6

在留資格とプライバシー

- 在留資格に関する情報は、重要なプライバシー。取扱いには注意しましょう
- 在留資格に関する情報を教えてもらうときは、本人の意思を尊重し、「適切な支援に必要」だと理解してもらった上で
- 開示してもらった情報は、慎重に扱しましょう

7

在留資格がない生徒は、どうしたらいい？

- 現在のステータスが「仮放免」の人は、通常は在留資格がない。
- 在留資格がないと、入管に退去強制される可能性があり、また、合法的に働くことができない。
- しかし、人として生まれ持った権利が否定されるわけではない。
- 在留資格がない生徒も、学校で勉強する権利がある。
- 将来のことは、在留資格を得られる可能性がないか、専門家に相談しつつ、検討すべき。

8

在留資格の種類と就労

入管法別表第一

「決められた仕事だけができる在留資格」と「仕事
ができない在留資格」

入管法別表第二

「どんな仕事でもできる在留資格」

くわしくは<http://www.moj.go.jp/isa/content/930002260.pdf> を参照

9

在留資格の種類と就労

1 どんな仕事でもできる在留資格（別表第二+特別永住者）

「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」

「永住者の配偶者等」「定住者」

10

在留資格の種類と就労

2 きめられた仕事だけができる在留資格（別表第一）

「技術・人文知識・国際業務」（会社員、通訳・翻訳、語学講師等）

「経営・管理」（企業の経営者や役員）

「技能」（外国料理店のコック等） 「介護」（介護業務）

「外交」（外交官）「公用」（大使館・領事館の職員）

「技能実習」「特定技能」など

11

在留資格の種類と就労

3 原則として仕事ができない在留資格（別表第一）

「家族滞在」（仕事のための資格や、留学で来ている人の扶養を受ける配偶者や子）

「留学」（留学生）

「外交」「公用」（外交官や大使館職員などに帯同する家族の場合）

「短期滞在」など

12

在留資格の種類と就労

4 ケースバイケースの在留資格

「特定活動」

どんな活動を目的とするか、仕事ができるかどうか、どの範囲で仕事ができるかについて、個別に指定される。同じ「特定活動」でも、いろいろなカテゴリーがあり、仕事ができるかどうかカテゴリーによって異なる。

13

在留資格の種類と就労

5 資格外活動許可

就労に制限がある在留資格の人に、制限外の就労をみとめる許可。「家族滞在」や「留学」の人がアルバイトをするには、この許可が必要。

「家族滞在」や「留学」の人が許可される場合、通常、週28時間以内のアルバイトに限り認められる。

※ 「留学」の人は夏休みなど学則で定められた長期休みの期間は1日8時間以内、学校に在籍している間のみ。

14

外国籍の若者の在留資格と進路

おおまかに、以下の4つのパターンに分けられる

- (1) どんな仕事でもできる在留資格がある
- (2) 家族滞在等で、就職するときに「定住者」または「特定活動」に変更可能
- (3) 家族滞在等で、「定住者」や「特定活動」に変更できない
⇒ 就職する際に別表第一の就労資格をとる必要がある
- (4) その他（在留資格がない場合など）

15

外国籍の若者の在留資格と進路

• どんな仕事でもできる在留資格の場合

「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」を持つ生徒の場合

⇒ 就職にあたって就労制限はない。日本学生支援機構の奨学金も利用可能（※後述）

⇒ 通常は進路選択にあたって在留資格のことを考慮する必要はない。

★ 公務員で国籍要件がある場合には注意

16

外国籍の若者の在留資格と進路

• 原則として仕事ができない在留資格の場合

「家族滞在」「留学」「外交」「公用」「特定活動」
(※)を持つ生徒の場合

⇒ 就職するには、就労が可能な在留資格に変更することが必要

※ 「特定活動」にはさまざまなカテゴリーがあるが、子どもの場合は就労が不可能なカテゴリーのことが多い

17

「家族滞在」の若者が就職するには

1 永住許可の可能性の検討

- 親が永住許可の要件を満たしていることが前提になる
(通常は10年以上の在留、安定した収入、税金や社会保険を遅れずに払っていること等が必要)

(入管の発表するガイドラインと必要書類)

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan50.html

<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-4.html>

- 申請には時間がかかるので、検討は早めに

18

「家族滞在」の若者が就職するには

2 通知に基づく「定住者」「特定活動」への変更

- 日本に来たとき18歳未満
- 日本の高校を卒業または卒業見込み

の人は、就職が決まれば、「定住者」または就職のための
「特定活動」に在留資格を変更できる可能性あり

「高等学校卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する方へ」(入管庁)

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930003573.pdf>

19

「家族滞在」から「定住者」に変えられるケース

- 日本で小学校と中学校を卒業(夜間中学でも可)
- 日本の高校を卒業または卒業見込み(定時制や通信制でも可)
- 日本に来てから、引き続き「家族滞在」で在留している
- 日本に来たとき、18歳未満
- 就職先が、決定または内定(週28時間を超えて就労することが前提)
- 住居地の届出など、公的義務を履行している

20

「家族滞在」から「特定活動」に変えられるケース①

- 日本で高校に入学し、卒業または卒業見込み
- 日本に来てから、引き続き「家族滞在」で日本に在留している
- 日本に来たとき、18歳未満
- 就職先が、決定または内定している
- 住居地の届出など公的義務を履行している
- 扶養者（親）が日本にいて、身元保証人になる

21

「家族滞在」から「特定活動」に変えられるケース②

- 日本で高校に編入し、卒業または卒業見込み
- 日本語能力試験N2合格（またはBJTビジネス日本語能力テスト・JLRT聴読解テスト（筆記テスト）400点以上）
- 日本に来てから、引き続き「家族滞在」で日本に在留している
- 日本に来たとき、18歳未満
- 就職先が、決定または内定している
- 住居地の届出など公的義務を履行している
- 扶養者（親）が日本にいて、身元保証人になる

22

在留資格を変える手続きは、どうやるの？

- 管轄の入管に必要な書類を提出して申請
- 必要な書類は、入管庁の案内を参照
<http://www.moj.go.jp/isa/content/930003573.pdf>
（申請書フォームはこちら）
<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2-1.html>
- 弁護士や行政書士に依頼する場合を除き、本人が入管に出頭して申請
- 申請から許可までは2ヵ月程度かかる可能性があるため、就職が決まったら早めに申請する

23

「公用」の場合は？

- 「家族滞在」の人とほぼ同じ条件で「定住者」や「特定活動」に変更可能

24

「留学」の場合は？

- 「家族滞在」の人と同様の条件にある場合、「定住者」や「特定活動」に変更できることもあるとされる
- くわしくは、相談してください。

25

高校卒業後、進学希望の人は？

- 「定住者」「特定活動」への変更は、高校卒業時に限定されていない。進学後、就職時に変更することも可能
- ただし「特定活動」については、扶養者（親）が日本にいて身元保証人になることが要件になっているため、就職までに親が死亡、帰国等で日本にいない場合等、変更できないリスクがある。

26

「特定活動」に変更した後の将来は？

- 身元保証人の親がいなくなった場合、配偶者や子の在留など、変更許可後の生活設計に関してはまだ不明確な部分が多い
- 一定期間日本で就労した後に、「定住者」への変更が許可された事例あり
- 事例の蓄積はこれから。困ったときは相談を！

27

「定住者」「特定活動」の条件をクリアしない人は？

- 日本に来たとき18歳以上
 - 「特定活動」に変えたいが、扶養者（親）が日本にいない（いなくなる予定）
 - 日本にいなかった期間がある など
- ⇒原則、「定住者」や「特定活動」に変更できない
(近い事情がある・判断に迷うケースは相談を)

28

「定住者」「特定活動」に変えられないときは？

- 別表第一の就労資格への変更を念頭に進路を考える
- 別表第一の就労資格は、それぞれ経歴等の要件が定められており、高卒で要件を満たす在留資格は極めて限られている
- 「特定技能」は可能だが、ほとんどの職種で通算5年間しか在留できない（日本に永住したい人にはおすすめできない）
- 専門学校や大学を卒業した上で就職を目指すのがおすすめ

29

進学した後でとれる在留資格

「技術・人文知識・国際業務」

- 会社員として就職する人はこの在留資格の人が多い。
- 専門学校や大学（短大を含む）を卒業して学位をとる（専門学校の場合は専門士）ことが必要
- 専攻した内容と関連する仕事で就職することが必要（専門学校の場合は関連性を厳しくチェックされる）
⇒ 専門学校進学の場合、専攻分野で就職できそうかも調べよう

30

進学した後でとれる在留資格

- 「介護」：介護福祉士の資格を取得して介護職に就職
- 「医療」：医療関係の資格をとって、その職種で就職
- 「教育」：教員など、学校教育法上の学校等で教育活動
- 「経営・管理」：経営者については特に経歴要件はないが、事業資金や事業計画が必要

31

進学した後でとれる在留資格

「特定活動」

- 日本の4年制大学を卒業または大学院を修了
 - 日本語能力試験N1等の高い日本語能力
 - 日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務
 - 大学または大学院で得た広い知識及び応用的能力等を活用する
- ⇒ 「技術・人文知識・国際業務」の要件を満たさない仕事でも、かなり柔軟に在留が認められる

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005094.pdf>

32

専門学校を卒業しても在留資格に該当しない職種

調理師、理容師、美容師、エステティシャン、保育士など。「定住者」や就職のための「特定活動」に変更できないケースでは、これらの職種を目指すのは難しい

※ 美容師については特区で受け入れようという動きがあるとの報道もある。これらの職種も、将来、制度が変わって可能になる可能性もあるが、現時点では不明。

33

進学と奨学金

- 日本学生支援機構の奨学金は、外国籍の学生の場合、「特別永住者」「永住者」「定住者（将来永住する意思のある者のみ）」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」に限られている（「家族滞在」「公用」「留学」の人は使えない）
- 留学生向けの奨学金を受けるために「留学」に変更すると、学校を中退した場合や、卒業後に就職が決まっていない場合等に「留学」のままでは日本にいられないことに注意

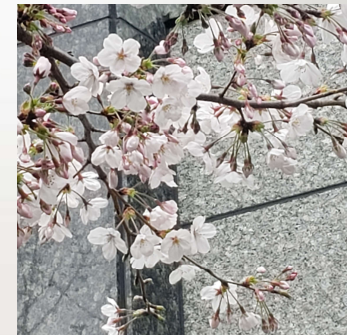
34

就職した後で、気を付けること

在留期間更新、住居地の届出等の手続きを、自分でやらなければならないことに注意

35

お聞きいただき
ありがとう
ございました



36